

SJAC 9102規格改正 (Rev.B) 原案 パブリックコメントレビュー・処置結果

パブリックコメント募集期間:
2014年 11月 10日(月) ~ 2014年 12月 8日(月)

JAQG規格検討ワーキンググループ
2014年 1月 21日

No.	規格原案 箇条番号	コメント	変更提案	JAQGLレビュー結果/処置内容	備考
1	3.14	3.14「製造品」の訳は「製品」の方がいい。		採用 “製造品”⇒“製品”で統一する	
2	4.4 b)	日本語表現の修正を検討願います	現: 文書化された不適合があるFAIを処理する～ 案: 文書化された不適合がある場合はFAIRIに次の事項を記録すること。	一部採用 “文書化された不適合があるFAIRを処理する場合は、次の事項を実施する。”に修正する。	
3	4.6 d)	日本語表現の修正を検討願います	現: ～部分的FAIとする理由を～ 案: ～部分的FAIの理由を～	一部採用 “組織が部分的FAIを実施する場合、組織は改訂レベルを含む“ベースラインとなる部品番号”及び部分的FAIの実施理由を様式1に記録しなければならない。”に修正する。	
4	4.6 f) 5)	日本語表現の修正を検討願います (特に本項は日本語の意味を理解できません)	現: 5) 全体 案: 以前のFAIで不適合が発生し“FAI未完了”となったが是正対策が完了した場合。(4.4項参照)	一部採用 “4.4に記述の通り、以前のFAIを完了するために必要とされた是正処置の実施。”に修正する。	
5	4.6 FAIの部分的実施又は再実施の(f) (6)	文言「中断によって」について、「当該中断によって」、「2年間の中断によって」と明確化するのが適当と考える。 中断の程度により、多くの特性は影響を受けることは明らかである。そうであるから、中断一般によって多少なりとも影響を受けうことを、2年毎の頻度で再FAIするとなるとその射程は広がりすぎる、それは、本変更の意図されたものではないと推測する。 現状の文言では、2年間の中断により影響を受けるかもしれない特徴を対象としていることが文理上は必ずしも読みとけない。簡単な文言変更によって、解釈の疑義が生じえることを解消できると思われる。	文言「中断によって」について、「当該中断によって」、「2年間の中断によって」と明確化するのが適当と考える。	一部採用 “2年間の生産中断があった場合、その中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性は再評価されなければならない。この中断期間は、最後の製造作業の完了から実際の生産再開までを示す。”に修正する。	
6	4.6 FAIの部分的実施又は再実施の(f) (6)	「2年間の生産中断があった場合、中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対してFAIの更新が要求されなければならない。」について、 [……………中断によって影響を受けるかもしれない 供給者が、判断したすべての特性に対して供給者はFAIを実施しなければならない。ただし、当該判断について問題があったことが明らかとなった場合は、供給者がその責を負う。]に変更を提案したい。 変更の規定ぶりは、スタンダード(標準)を定め、その要求を満たす限りさまざまな運用形態を許容する規定ぶりとなっている点すぐれていると思われる。 しかし結局、供給者は、本要求に対して説明責任を負うため、たとえ当該供給者においては十分に品質保証しうる特徴であっても、対顧客、対第三者の客観的な評価が不透明なには委縮して多くはFAIを実施するほうを選ばざる終えない運用が多くなるか、品質に及び問題ないことの説明責任に自信のある業者は、そのような選択をしないことに落ち着くものであろうことを思い提案しました。 提案内容は、①自信をもって事後的説明責任を果たせる供給者にとっても、責任の所在を一層意識させて、より慎重な検討を促す点すぐれ、②対顧客、対第三者の客観的な評価に委縮してFAIを実施するほうを選びがちな供給者に対しては、事前に顧客との調整を促して無用なFAI省略を促しづれにとっても好ましく、総じて品質安定と経済性のバランスを合理的なものにするよう促しやすい規定ぶりとなるのではないかと思います。このような規定ぶりは、特許法35条の職務発明規定における従業員への対価支払額についての規定ぶりや、実用新案法29条の3における侵害警告に基づき生じた損害賠償の責めを負う当事者間対立構造の基本的な規定ぶりを参考に提案しました。これらの規定では、物事を行う主体が明確であり、手続きの流れが意識しやすく、もめごとに対する責任の所在を明らかに、慎重な判断を促すような規定ぶりとなっているように思われ、部分的に本件に参考しました。	「2年間の生産中断があった場合、中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対してFAIの更新が要求されなければならない。」について、 [……………中断によって影響を受けるかもしれない 供給者が、判断したすべての特性に対して供給者はFAIを実施しなければならない。ただし、当該判断について問題があったことが明らかとなった場合は、供給者がその責を負う。]に変更を提案したい。	不採用 顧客からの契約要求に関する事項については、規格では触れることができないため、このままとする。	

SJAC 9102規格改正 (Rev.B) 原案 パブリックコメントレビュー・処置結果

パブリックコメント募集期間:
2014年 11月 10日(月) ~ 2014年 12月 8日(月)

JAQG規格検討ワーキンググループ
2014年 1月 21日

No.	規格原案 箇条番号	コメント	変更提案	JAQGLレビュー結果/処置内容	備考
7	同上	<p>今回の変更案につきまして、現状の規定ぶりからの変更の趣旨はどの点にあるのか考えてみました。特に、「中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対して」が追加されていることについてとされたことから下記の(1)(2)の点にあるのではないかと推測をいたしました。</p> <p>(1) 経済性、合理性についての見直し 「中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対して」の限りにおいて要求されるものであり、これに当て嵌まらない場合には、2年間の生産中断があった場合のFAIの実施は免責されること。 現状では画一的に2年間の生産中断があった場合のFAIを要求していたこと(顧客により規定された場合は免責されるが)に対しての合理性の見直しと位置づけらたと受け止められる。 顧客により規定された場合は免責されるが、たとえば顧客(注文者)が頑として応じない場合であっても、合理的な理由により2年間の生産中断があった場合に影響を受けない特性については注文者のそのような不合理な対応を排斥し、日本社会経済の経済性に資することを意図した規定ぶりとされたことと受け止められよう。</p>	No.7の変更提案と同じ	不採用	顧客からの契約要求に関する事項については、規格では触れることができないため、このままとする。
8	同上	<p>(2) SJAC9102適用をうたいながら注文主等がその恣意により実質的に必要なFAI要求を潜脱することを防止するため。 「中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対して」の規定は、SJAC9102の適用を名乗ってFAIが適用される限り、「2年間の中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対して」は、2年間の生産中断があった場合に、注文主の恣意により当該FAIの省略や期間の延長を認めることを許さないようにする意図があるも受け止められえ。</p> <p>この場合、例えば、「2年間の中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対して」もFAIを省略してよい場合を許容して合意する場合の注文仕様の例は、 「FAI要求はSJAC9102による。 ただし、同仕様書中4.6 (f),(6)の要求については別途定める」 等して、SJAC9102のみを名乗る限り、要求緩和を許さないこととなる。</p> <p>3) 手続き的な緩和 現状では、事前に顧客の別途規定を得ていないと2年毎のFAI緩和が得られないが本規定にて、以下の例のように共有者が側の無用な手続きを省略できるようにする。 SJAC9102 要求する注文者が品質において 「2年間の生産中断があった場合、中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性」を判断して、その判断の基づきFAIの省略を行った場合の注文主への説明義務、手続きについて ①注文主がFAIの状況を求めた際に、過去のFAIの記録を提示してよい。 省略した場合、合理的な理由の記録とともにFAIが省略されていることを事後的に認めた場合には、何ら問題はない。 ② 注文主は、FAIの要否について検討が必要な場面で、供給者がFAIの省略を行う場合、前もって(タイムリーに)注文主にFAIを省略する理由を通知するしないは任意。 ③ ②の通知に加えるに注文主の承諾を得る必要はない。</p> <p>注文主がFAIの状況を確認し、注文主が、合理的な理由でFAIが省略されていないと判断した場合に、供給者はいかなる責任を負うか。 合理的な理由でFAIが省略されていないことが事実であれば、契約不履行に該当する。 しかし、供給者と注文者の見解が割れる場合にはいずれの見解に服することを原則とするのか? 個別な判断にならざる終えないことが予想される。事が重大な場合は、第3社期間(司法等)の判断に服することになる。 合否保証が困難で解決困難な場合などに想定される。</p>	No.7の変更提案と同じ	不採用	顧客からの契約要求に関する事項については、規格では触れることができないため、このままとする。
9	4.6 FAIの部分的実施又は再実施の(f)(6)	<p>部分FAIの場合の「最後の製造作業の完了から実際の生産の再スタートまで」について、該当工程に係る部分が、「製造作業」及び「生産」に該当することを公示することにより、明確になる。また、材料出庫程度の製造着手を理由に、趣旨潜脱する悪意的な運用の抑止に資すると思われる。</p> <p>ただ、本規定が、管理困難性の点を鑑みて、部分FAIの場合においても、割り切って当該工程以外の製造着手、製造完了を始期、終期としているのであれば、悪意で期間を積極的に短くすることを排除することに注力すべきであり別論と考えられます。</p>	「この中断期間は、製造作業の完了から生産の再スタートまでを示す。」について、「この中断期間は、製造作業の完了から生産の再スタートまで(部分FAIの場合は、当該対象工程についての作業の完了から再スタートまで)を示す。」とすることを提案します。	不採用	キーになるのは、「中断により影響を受けるすべての特性」です。実際の生産という記述などから、現在の表現でもその意図はくみ取れるため、今回はそのままとする。

SJAC 9102規格改正 (Rev.B) 原案 パブリックコメントレビュー・処置結果

パブリックコメント募集期間:
2014年 11月 10日(月) ~ 2014年 12月8日(月)

JAQG規格検討ワーキンググループ
2014年 1月 21日

No.	規格原案 箇条番号	コメント	変更提案	JAQGLレビュー結果／処置内容	備考
10	4.6 f) 6)	日本語表現の修正を検討願います	現: 中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性に対してFAIの更新が要求されなければならない。 案: 中断によって影響を受けるすべての特性に対してFAIを再実施しなければならない。	一部採用	"2年間の生産中断があった場合、その中断によって影響を受けるかもしれないすべての特性は再評価されなければならない。この中断期間は、最後の製造作業の完了から実際の生産の再開までを示す。"に修正する。
11	様式1.2.3	様式1～3の記入要領で、「Electronic identification and signature」が「電子識別又は電子サイン」と訳されているが、“電子識別”だと個人を証明するidentificationの意味が薄れるように思われる。よって、確立された仕組によらない電子入力(例:誰でも編集できる状態のエクセルファイルで名前を入力)も許容される、と誤解する恐れがある。	“電子識別”ではなく“電子(身分)証明”、“電子ID”、または“電子個人識別”等、identificationの意図を生かす表現にしてはどうか。	採用	“電子ID又は電子署名”に修正する